

大分県労働委員会規則第 11 条及び第 12 条の規定により、大分県労働委員会が実施した令和 7 年における不当労働行為事件及び調整事件の審査等の実施状況を次のとおり公表する。

令和 8 年 3 月 1 8 日

大分県労働委員会
会長 清水 立茂

1 不当労働行為事件

該当なし

2 調整事件

(1) 労働争議の調整

事件番号	区分	調整事項	申請年月日	調査回数	調整回数	処理日数	終結年月日	終結状況	備考
令和7年 (調)第1号	あっせん	(変更前) ・不誠実団交の是正 ・退職に際して有給休暇の買取約束の履行 (変更後) ・退職までの未払い残業代の支払い ・不払いインセンティブ報酬相当額の支給を追加	7.3.21	2回	1回	78日	7.6.6	打切り	
令和7年 (調)第2号	あっせん	(変更前) ・時間外労働未払い賃金の有無 ・事務職の皆勤手当の格差是正 ・決算書の提出 (変更後) ・時間外労働未払い賃金の支払い ・皆勤手当の職種間格差の是正 ・決算書の提出	7.9.11	2回	2回	86日	7.12.5	解決	
令和7年 (調)第3号	あっせん	・産業医意見書・勧告書の開示と遵守確認 ・職場環境の改善 ・賞与減額分の追給と根拠の開示 ・有給休暇の付与 ・団体交渉における誠実対応	7.11.12	2回	—	—	—	—	繰越

(2) 個別労働関係紛争のあっせん

事件番号	区分	あっせん事項	申請年月日	調査回数	調整回数	処理日数	終結年月日	終結状況	備考
令和7年 (個) 第1号	あっせん	・ 解決金の支払い	7.4.5	2回	1回	77日	7.6.20	解決	
令和7年 (個) 第2号	あっせん	・ 突然の解雇に対する謝罪 ・ 退職届の撤回 ・ 解決金の支払い	7.4.10	2回	1回	77日	7.6.25	解決	
令和7年 (個) 第3号	あっせん	・ 解決金の支払い	7.4.12	2回	—	80日	7.6.30	打切り	
令和7年 (個) 第4号	あっせん	・ 雇用の継続及び地位確認 ・ 会社都合により生じた(生じる)逸失利益及び未払賞与の支払い	7.9.18	2回	—	55日	7.11.11	取下げ	
令和7年 (個) 第5号	あっせん	・ 有給休暇の残日数の確認等 ・ 解決金の支払い	7.11.11	2回	—	42日	7.12.22	打切り	

※処理日数は、申請年月日(当日含む)から終結年月日(当日含む)までの日数をいう。